

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日)

平成十年二月六日

鳥取県知事 西尾邑 次

一の表中「年一・三パーセント」を「年一・二五パーセント」に、「年〇・四五パーセント」を「年〇・四パーセント」に改め、二を削り、三の表中「年一・三パーセント」を「年一・二五パーセント」に、「年〇・四五パーセント」を「年〇・四パーセント」に改め、同表を二とし、四を削る。

鳥取県告示第七十八号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成十年二月六日から施行する。

平成十年二月六日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成十年二月六日

鳥取県知事 西尾邑 次

表中「年一・二パーセント」を「年一・一パーセント」に、「年〇・六五パーセント」を「年〇・六二五パーセント」に改める。

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成十年二月六日から施行する。

平成十年二月六日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県告示第七十七号

◇告示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正（経営指導課）
農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正（〃）
中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正（〃）
漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（水産課）
漁業經營維持安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）
漁業經營安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）

告示

田 次

鳥取県告示第七十九号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成十年二月六日から施行する。

平成十年二月六日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十一月

鳥取県規則第五十八号) 第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成十年一月六日

鳥取県知事 西尾邑次

表の備考以外の部分を次のように改める。

中山間地域活性化資金の種類等										貸付利率		利子補給率	
生活環境施設整備資金		二 機能増 進施設 整備資 金		一 加工 流通施 設整備 資金		1 大企 業以外 の者に 貸し付 ける場 合		2 大企業に貸し付ける場合					
		1 大企 業 の者 に 貸し付 ける 場 合		イ 貸付金のうち 二億七千万円以 下の部分		イ 貸付金のうち 二億七千万円を 超える部分		年二・三五 パーセント以内		年二・四五 パーセント以内		年一・〇〇 パーセント	
		口	二億七千万円以 下の部分	口	二億七千万円を 超える部分	口	二億七千万円を 超える部分	年二・三五 パーセント以内	年二・四五 パーセント以内	年一・〇〇 パーセント	年〇・一五 パーセント	規則第一号、第三号及び第五号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第一号、第三号及び第六号及び第七号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
年二・一 パーセント以内	年二・一 パーセント以内	年二・四五 パーセント以内	年二・一二 パーセント以内	年二・一 パーセント以内	年一・二五 パーセント	年一・一五 パーセント	年一・一五 パーセント	年〇・九 パーセント	年〇・六五 パーセント	年〇・九 パーセント	年〇・〇五 パーセント	年〇・一五 パーセント	規則第一号、第三号及び第六号及び第七号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
年一・二五 パーセント	年一・二五 パーセント	年〇・九 パーセント	年一・一五 パーセント	年〇・三 パーセント	年〇・四 パーセント	年〇・〇五 パーセント	年〇・〇五 パーセント	年〇・〇三 パーセント	年〇・〇三 パーセント	年〇・〇三 パーセント	年〇・〇五 パーセント	年〇・一五 パーセント	規則第一号、第三号及び第六号及び第七号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
年〇・四 パーセント	年〇・四 パーセント	年〇・四 パーセント	年〇・四 パーセント	年〇・三 パーセント	年〇・四 パーセント	年〇・〇五 パーセント	年〇・〇五 パーセント	年〇・〇三 パーセント	年〇・〇三 パーセント	年〇・〇三 パーセント	年〇・〇五 パーセント	年〇・一五 パーセント	規則第一号、第三号及び第六号及び第七号に掲げる融資機関が貸し付ける場合

鳥取縣告示第八十號

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一
部を次のように改正し、平成十年二月六日から施行する。

る。平成十年一月六日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例によ

平成十年一月六日

鳥取県知事 西尾邑次

表の「一の項中「年一・三五パーセント」を「年一・二五パーセント」に、「年一・一五パーセント」を「年一・〇五パーセント」に改め、同表の二の項中「年一・三パーセント」を「年一・二五パーセント」に、「年一・二五パーセント」を「年一・一五パーセント」に、「年一・一パーセント」を「年一・〇五パーセント」に改め、同表の三の項中「年一・二五パーセント」を「年一・一パーセント」に、「年一・〇五パーセント」を「年〇・九パーセント」に改め、同表の四の項及び五の項中「年一・三パーセント」を「年一・二五パーセント」に、「年一・一パーセント」を「年一・〇五パーセント」に、「年〇・四五パーセント」を「年〇・四五パーセント」に改め、同表の六の項及び七の項中「年一・三パーセント」を「年一・二五パーセント」に、「年一・一パーセント」を「年一・〇五パーセント」に、「年一・二五パーセント」を「年一・一五パーセント」に改め、同表の八の項中「年一・三パーセント」を「年一・二五パーセント」に、「年〇・四五パーセント」を「年一・四五パーセント」に改め、同表の九の項中「年一・三パーセント」を「年一・二五パーセント」に、「年〇・四五パーセント」を「年〇・四五パーセント」に、「年一・一パーセント」を「年〇・四五パーセント」に改める。

鳥取県告示第八十一号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成十年二月六日から施行する。

平成十年二月六日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成十年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年二・二パーセント」を「年一・一パーセント」に、「年一・三パーセント」を「年一・二五パーセント」に改める。

鳥取県告示第八十二号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成十年二月六日から施行する。

平成十年二月六日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成十年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「年二・七パーセント」を「年一・六パーセント」に、「年〇・八パーセント」を「年〇・七五パーセント」に改め、二の表中「年三・〇パーセント」を「年二・六パーセント」に、「年〇・五パーセント」を「年〇・七五パーセント」に改める。